

2008年度連合埼玉川越 西入間地域協議会 (川越 西入間地域労働協 政策制度要請 各市町回答まとめ および 総括		川越市	坂戸市	鶴ヶ島市
・雇用労働対策				
1. 若年者の雇用・就職支援として就業意欲を高めること。および埼玉県内の製造業・サービス流通業が人材確保に苦勞していることを考慮し、産業界・教育と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。	川越市といたしましては、キャリア教育の意義を踏まえながら、小・中・高等学校において、学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的に生き方としての進路指導・キャリア教育を実施し、発達段階に応じて勤労観や職業観の育成に努めております。小学校におきましては、全体計画・年間指導計画に基づき、3年生で職場調べ、5年生で工場見学、また、学校によっては、田植えや稲刈り等の体験活動を通して、働く人としての基礎的・基本的な資質や能力を学習しているところでございます。また、中学校におきましては、学ぶ場を地域や社会に求め、生徒一人一人が自分の生き方を見つけ、たくましく働かに生きる力を育てることを目的とした、中学生の職場体験活動を実施し、市の単独事業として6年目を迎えています。さらに、市立川越高等学校におきましては、生徒の希望制により、2年生を中心にインターンシップを実施し、望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、自己の在り方生き方を考え、主体的な進路選択ができるよう取り組んでおります。また、県内を25のブロックに分け、それぞれの地区ごとに各校の進路指導主事等が年1回集まって、「25地区進路指導キャリア教育研究協議会」を実施しております。川越市内におきましても、各小・中・高等学校の進路に関わる教員が、参観した授業について活発に協議し、各校種の連携を密にして地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者や地域の人々の理解が得られる体制づくりに努めているところでございます。特に、川越市中学生社会体験事業推進委員会におきましても、「ものづくり体験」の重要性が提言され、建設・製造・サービス業・の職場体験者の増加の取組が、提案されたところでございます。今後、商工会議所等と連携し協力事業所の開拓を進め、各学校新規事業所の情報が提供できるよう検討してまいりたいと考えております。	本市では、各中学校において毎年3日間の社会体験チャレンジ事業を実施しており、生徒たちの職業観、勤労観を高める活動を推進しております。	本市では、平成12年度から鶴ヶ島市中学生社会体験チャレンジ事業を実施しており、市内の5校の中学校では、地域の中での様々な社会体験をとおして、多くの人々とふれあい、学校生活では得られない社会経験を積み、豊かな感性や社会性、自律心を養うことを目的としています。職場体験活動では、市内の農業、製造業、販売業、飲食業、自営業、理美容、社会福祉施設、幼稚園、公共施設などの多職種から生徒の主体性に基づいた就業体験を行っています。また、市内の県立鶴ヶ島清風高等学校においても、県の「フレッシュ高校生社会体験活動プログラム」に基づき、毎年インターンシップ(就業体験)事業を実施しており、勤労をとおして、望ましい勤労観、職場観を育成し、職業人としての意識の高めることを目的として実施されています。今後も市としても、就業体験事業を積極的に支援し、若者の定職率の向上と技能、技術の伝承なども含めた就職支援を行なってまいります。	
2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。				
(1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策をさらに推進すること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広く押し受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの關注に関しても、率先して授産施設を利用すること。	地方自治法施行令の改地方自治法施行令の改正により、障害者支援施設等からの随意契約できる業務が拡大されました。それに伴い市役所の各部署にその周知を行って授産施設からの製品購入等の拡大を進めているところで、今後とも、授産施設の利用に関しては、その拡大に努めてまいります。	障害者自立支援法に基づき就労継続支援事業B型の施設と県の地域デイクア事業として位置づけられているデイクア施設があります。これらの施設では、生産活動の機会を通して自立や就労に必要な知識や能力の向上を図っております。生産活動による自主生産品等につきましても、販路拡大を図るため、工業団地工業会や工業団地事業協同組合にPRをしております。また、12月の障害者週間に市役所市民ホールにおいて、多くの市民に利用していただくため、生産品展示・販売を実施するとともに、市のイベントや催し物等に出品参加を働きかけたり、公園等の清掃を委託するなど生産・就労意欲の向上に向けた支援をしております。	現在、本市には、障害者自立支援法による就労移行支援と就労継続支援 B型の併設施設が1施設、就労継続支援 B型の単独施設が2施設あります。この他に法定外の定員20人未満の心身障害者デイクア施設が2施設あり、その心身障害者デイクア施設に対しては補助金を交付しております。これらの施設については、企業からの下請け作業などを主に行っており、全ての施設が販売などを行っている訳ではありませんが、パンや弁当、紙すきはぎや木工製品などの製造販売等を行っているところもあります。そういった施設については、市の産業まつりなどの行事に参加していただき、生産品の展示販売を行うとともに、一般市民等へのPRが行われています。また、市といたしましては、行事の際に配付する記念品などに、施設の製品を発注するなど、地方自治法施行令等の改正を積み積極的にその利用に努めています。なお、本市役所庁舎内では、原則として、物品の販売は認めておりませんが、例外として福祉施設の生産品につきまして販売を認めています。昼休みに主に職員に対してお菓子などの販売が行われており、職員からも好評を得ています。工賃倍増にあたっては、生産品の販売拡大が必要不可欠なことで、今後とも、それぞれの施設の状況に応じた援助に努めてまいりたいと考えております。	
(2) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広くPRをすること。また県及び市町村も率先して雇用の確保を行うこと。	知的障がい者の雇用につきましては、残念ながら雇用に適した職の開拓に至っておりません。しかしながら、今後も引き続き雇用に適した職の開拓について検討してまいりたいと考えております。ハローワーク川越等関係機関と連携し、事業所に働きかけて参りたいと存じます。	埼玉県内の障害者雇用率は全国的には低い状況が続いておりますが、障害者の自立支援のため、障害者雇用を進めることは重要なことと考えております。本市としては、知的障害者を含めた障害者就職面接会を川越公共職業安定所や近隣市と共催で毎年実施しており、今年度は9月30日に実施し、求職希望の障害者は163名、出席事業所は36事業所が参加し、12月26日現在で15名の方の就職が決定しました。今後とも面接会を継続するとともに川越公共職業安定所等関係機関と連携を図り障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。また、市における障がい者の雇用確保につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用率を遵守する等努力している現状ですが、行政改革(人件費の削減)に伴う職員数の削減という課題の中で、複雑多様化する市民の要望に応えるため、職員一人ひとりにかかる負担は強まっております。一方で、メンタル・ヘルスの必要性が強く求められております。行政が率先して知的障がい者を雇用する上、重要性は認識してはいますが、採用につきましてもは困難な状況です。しかし、その可能性を検討していくことが知的障がい者の雇用を推進する第一歩と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。	障害者の就労については、障害者の自立において、最も基本となるものの一つであると認識しております。しかしながら、最も課題となるものの一つでもあるという現状も認識しております。障害があっても、その能力と適性に応じた就労を可能とするような社会の実現が必要です。平成18年に施行された障害者自立支援法においても、障害者の就労については、大きな課題の一つとして捉えられており、就労支援策が講じられております。本市におきましても、同様に考えており、「鶴ヶ島市障害者プラン」において、障害者の就労を促進する一方で、障害者就労支援センターの設置を位置付けており、現在、設置に向けての取組みを行っています。障害者就労支援センターの機能の一つとして、職場開拓があります。職場開拓にあたっては、地域社会において障害者の就労に対する理解と協力を得ることが基本となりますので、この就労支援センターにおいて、普及啓発等を行ってまいりたいと考えております。なお、本市における障害者の雇用率につきましても、障害者の雇用の促進等に関する法律による法定雇用率を上回っております。現在、効率的な行政運営の実現に向け行政改革を推進し、職員定員の見直しに努めているところでございますので、障害者雇用促進法の趣旨も踏まえたうえで、障害者の雇用につきましては、今後とも検討してまいりたいと考えております。	
3. 中小企業労働者福祉サービスセンターの会員従業員数を増やすとともに、経営自立化に向けた積極的な施策を講ずること。また、経営自立化に向け、関係する市町村と十分な連携をはかること。	財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターでは、平成19年4月から正会員向けメニューより内容を絞り人費を1/3とし、個人でも加入できる「セレクト会員」システムを新たに設け、会員増を図っているところでございます。また、現在9つある県内の勤労者福祉サービスセンターでは、事業を共同で行うなど効率化を図っているところでございます。	(サービスセンターが管内にないため、要請せず)	(サービスセンターが管内にないため、要請せず)	
・福祉 社会保障				
1. 地域医療の充実と医師不足等の解消に向けて以下の施策を講ずること。				
(1) 県の医療対策協議会との連携により、地域医療体制の充実をはかるため、各医療圏における中核病院を設定し、周辺の開業医や診療所等との連携体制を早期に構築すること。	埼玉県は、医療法に基づき、昭和62年度に第1次埼玉県地域保健医療計画を策定しました。本市は、この県の計画で設定された川越市を含む医療圏域の枠組みを基に、長年にわたり、補助金を交付するなどして、関係市町とともに病院群輪番制事業の推進や、市内医療機関における病診連携の推進を図ってまいりました。また、平成20年10月21日に開催された埼玉県医療対策協議会において、埼玉県が取り組むべき対策として、病院群輪番制病院制度の運営方法の再検討についての提言があったことから、今後とも、埼玉県と協議の上、より一層の病診連携体制の推進を図ってまいりたいと考えております。	県及び県医師会並びに坂戸鶴ヶ島医師会と連携を図り、地域医療体制の充実に向け努力してまいります。	鶴ヶ島市では、入院を必要としないが、外来治療を必要とする軽傷の救急患者に対する初期救急医療については、社団法人坂戸鶴ヶ島医師会と連携し、在宅当番医制を実施しています。入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療については、埼玉県第二次救急医療体制に基づき、坂戸鹿熊地区病院群輪番制により実施しています。また、生命の危機が切迫している重篤な救急患者に対応する第三次救急医療は、県内6箇所の救命医療センターを中心に実施されています。地域医療体制の充実を図るためには、市内医療機関並びに坂戸鹿熊地区病院群輪番制に参加している地域の中核病院及び県内6箇所の救命医療センター等各医療機関との連携体制を一層強化することが重要であり、このことから、現在、社団法人坂戸鶴ヶ島医師会では、小児医療の充実を図るために第二次救急医療・の医師の派遣を実施しているところであります。今後につきましても、地域医療圏のさらなる推進を図るため、埼玉県地域医療計画に基づき、埼玉県、埼玉県医療対策協議会、近隣市町及び坂戸鶴ヶ島医師会等と連携の下に、救急医療体制の構築に努めてまいります。	
(2) 地域の医師および看護師等の不足を解消するため、潜在医師・看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務形態が導入可能なような施策を構築することともに、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。	本市では、医療従事者不足の間接的な対策として、高度医療機器の共同利用や患者紹介などを通して医療機関の負担の分散の推進を図るため、川越市医師会に対し病診連携補助金を交付しています。また、同様に、川越市医師会に対して、看護師、準看護師養成事業の運営に係る補助金を交付しています。さらに、平成20年4月には、埼玉県市長会を通して国に「医師の確保対策に関する緊急決議」を、医学部定員の大増員と地域枠の拡大を強く要請したところで、御提案の、潜在医師及び看護師等の活用策や、多様な勤務体制の導入に係る施策の構築につきましては、今後、埼玉県と協議の上、研究してまいりたいと考えています。	看護師の不足に対する施策の一環として、看護師の養成については、地域の医師会(坂戸鶴ヶ島医師会)が設置運営する看護学校において、地域に根ざした医療機関・の勤務について優先的な対応を要望するとともに、その運営に対し運営費の助成を行っております。医師不足・各医療機関に対する財源支援の関係につきましては、一市町村において対応することは、難しい課題でございます。今後とも、機会を捉え医療に関する事務を取り扱う市に本市の状況も踏まえ要望するとともに、地域内の医療に関しましては、同医師会とも連携を図りつつ課題に対応していきたいと存じます。	地域医療の充実を図る上で、医師及び看護師等の医療従事者の確保については、重要な施策であることから、本市では、社団法人坂戸鶴ヶ島医師会立看護専門学校と連携し、埼玉県内、坂戸鶴ヶ島医師会管内の各医療機関に貢献できる看護師の養成を支援しています。また、坂戸鹿熊地区病院群輪番制事業に対しては、救急医療体制の整備を行う中で、医師、看護師等の医療従事者の安定的な配置が確保できるような財政的な支援を行ってまいります。今後とも、埼玉県、地域医師会と連携の下に医師及び看護師等の医療従事者の確保と適正な配置が推進されるよう地域医療の充実・支援に努めてまいります。	
(3) 医師不足解消に向けた当面の施策として、医師の適重労働軽減のため医師以外の医療スタッフ(コメディカル)の配置基準の設定と、適正配置を進めること。そのために、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。	医師や看護師など、医師以外の医療従事者の配置基準に係る診療報酬改定は、中央社会保険医療協議会の答申を受け厚生大臣が決められるものです。本市としましては、今後とも国や中央社会保健医療協議会の動きを注視してまいりたいと考えております。	医師以外の医療スタッフの配置基準の設定・適正配置に関しても、一自治体で対応することが難しいことから、本市地域の状況も踏まえ、県へ要望するなど適切な対応に努力してまいります。		
・交通政策				
1. 環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けて以下の施策を講ずること。				
(1) 公共交通機関を中心とした交通体系を整備すること。また、パーク・アンド・ライド等の交通需要管理施策を推進すること。	パーク・アンド・ライドにつきましては、市内の渋滞緩和の方策のひとつとして、市としても認識しているところでございます。市では、平成12年度にパーク・アンド・ライドバスライド平成13年度にパーク・アンド・ライドの実験を行い、その有効性について検討をしております。今後は、観光課が整備を予定しております郊外型駐車場を利用した観光客用のパーク・アンド・ライドバスライドを検討するなど、中心市街地・の自動車交通量の抑制と公共交通機関の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。	本市においては、本年度7月からさらに多くの市民に市内循環バスを利用していただくため、料金を一律100円(高齢者・子供は50円)に値下げし、また、リフトバスへ順次更新をしており市民の重要な足として整備を進めているところであります。更に、路線バスにおいては、補助金制度により、ノンステップ化の促進を図っており、駅のバリアフリー化につきましては、1日の乗降客数5千人を超える若葉駅及び北坂戸駅におきまして、それぞれエレベーター及び身体障害者対応型トイレを設置いたしました。また、残る坂戸駅につきましても、今後エレベーター及び身体障害者対応型トイレを設置してまいります。パーク・アンド・ライド等につきましては、市民まつりである「坂戸よさこい」の実施に際し、今年度、会場から離れた駐車場を確保し会場までの臨時バスを運行しパーク・アンド・ライドを実施いたしました。さらに、産業まつりにおいても、駅と会場間に臨時バスを運行するなど、状況に応じた交通需要管理施策を実施しております。	現在のところ、本市では周辺部に沿って東武東上線及び東武越生線が整備され、一部地域のみ民間の路線バスが運行している状況であり、市では市内循環バスを運行して、市民の交通手段の確保に努めております。今後進んでいく高齢社会に対応するためにも、また、環境への負担を軽減するためにも、公共交通機関を中心とした交通体系の整備は、重要な施策であると考えております。現在、市では市内循環バスの見直しを行っており、その中で、市内の交通需要等を十分に検証しながら、鶴ヶ島市の交通需要の実情に適した交通体系のあり方を研究してまいります。	
(2) 駐車場・駐輪場・タクシー乗り場の整備、違法駐車禁止条例・荷留施設整備条例の制定を促進すること。	川越市内の違法駐車につきましては、警察において特に放置駐車取締り関係事務を民間に委託することにより、市内2箇所を重点区域、市内3箇所を重点区域に指定して取締りを実施しているところでございます。違法駐車禁止に関する条例の設置の必要性につきましては、駅前や繁華街の駐・車場等駐車スペース整備の状況を見据えながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けた中で、の荷留施設整備条例の制定の促進とのことでございますが、宅配業者等が路上で荷留きを行うことは、交通混雑の原因となり交通安全の面からみても問題があると思います。本市の交通施策の中で検討をしていかなければならない問題と認識しております。	環境に配慮する場合、パーク・アンド・ライドは重要な施策の一つであり、これを推進して行くには、ご指摘にあるように駐車場や駐輪場などの環境整備が重要になってくると考えております。このため、これらの交通政策を先進地の事例も参考にしながら研究してまいりたいと存じます。	鶴ヶ島市内の公共交通機関は、鉄道とバスがあります。鉄道は、東武東上線と越生線があり、鉄道利用者は、最寄り駅までは主に徒歩、自転車を利用しています。また、鉄道の各駅周辺には、民営の自転車預り所・自動車駐車場があり、受入れ台数には余裕がある状況です。バスは、鶴ヶ島駅と市内の一部地域(区画整理済み地域)を結ぶ民間路線と市営の循環バスの2路線があり、ほとんどのバス利用者は、バス停まで徒歩で移動しています。こうしたことから、違法駐車禁止条例等については、今後の交通状況等の変化を見ながら検討していきたいと考えております。	

	川越市	坂戸市	鶴ヶ島市
.環境 資源・エネルギー 食品 農林水産政策			
1. 京都議定書第一約束期間の開始に際して、以下の施策を講ずること。			
(1) 温室効果ガス排出量6%削減必達に向けて、年度毎に具体的な目標を設定・管理し、実効を挙げることに。	本市においては、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の自然的・社会的条件に応じた「(仮称)川越市地球温暖化対策地域推進計画」を平成20年度末までに策定する予定でございます。 計画案では、対策の実効を挙げるための方策として、計画期間を京都議定書の第一約束期間と同様に2008年度から2012年度までとし、日本の6%削減約束達成を後押しするため、2012年度の市域における温室効果ガス削減目標を設定し、その達成を確実にするよう努めております。 特に、本市独自の取組として、7つの重点プロジェクトを設定し、2012年度におけるプロジェクトごとの二酸化炭素期待削減量を示し、各プロジェクトに掲げる個別事業においては、年度ごとの行動スケジュールを示し、2012年度の目標値を設定しております。 なお、計画の進行管理については、温室効果ガス排出量の把握、評価指標の活用、川越市環境マネジメントシステムの活用、年次報告を通じて、PDCAサイクルにより計画内容や計画に基づく施設・事業の継続的な改善を図ってまいります。	坂戸市は、平成15年に策定した地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出量12%削減を目標に掲げており、平成19年度実績で28%削減しております。	鶴ヶ島市では、地球温暖化防止に向け、「鶴ヶ島市環境基本計画」において、市内からの二酸化炭素の排出量を、平成24年度までに、平成2年度並みの約18万5,000トン、市民一人一日当たりに換算すると5キログラムにすることを、目標としています。 この推進にあたっては、環境月間や地球温暖化防止月間などのキャンペーンを通じた啓発をはじめ、「環境家計簿」や「CO2削減チェックシート」の作成・活用、緑のカーテンの普及推進など、日常生活や事業活動の中からの省エネルギーや省資源の実践を呼びかけています。 電気、ガスの使用量、廃プラスチックの処理量、自動車保有台数の4項目をもとに推計した、平成19年度の市内からの二酸化炭素の排出量は、29万8,895トン、市民一人一日当たりに換算すると11.7キログラムでした。 これは目標値のおよそ1.5倍程度であり、平成2年度からの世帯数の伸びとほぼ比例した状況になっています。 引き続き、積極的な取り組みを継続してまいります。
(2) 2013年以降の温室効果ガス規制の内容・あり方について計画を検討し、八都県市においては全国の都道府県において先進的・主導的な役割を發揮すること。	本市は、1%節電プラス1(ワン)運動や平成19年12月に全国で3番目に「川越市地球温暖化対策条例」を制定するなど、その時代の先進的な取組にチャレンジし続けてきました。 今後、環境先進都市を目指す、自ら率先して温室効果ガスの更なる削減に向けて地球温暖化対策にチャレンジするとともに、その波及効果により、地域からの地球温暖化防止の輪を拡げていきたいと考えております。 なお、現在策定中の「(仮称)川越市地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間が2012年度で終了することから、これを改定し、2013年度以降を計画期間とする次期計画を策定する必要がありますが、2013年度以降の温室効果ガス規制の内容・あり方については、次期計画の策定作業の中で検討していきたいと思っております。	国・県の定める「基本方針」や「目標達成計画」に留意し、現行の地球温暖化対策実行計画の見直しを行いたいと存じます。	地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた「京都議定書」の対象とする期間は、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までであり、平成21年(2009年)は、平成25年(2013年)以降の枠組みを作る国際交渉が大詰めを迎えます。 本市においても、こうした状況を注視しながら、引き続き率先して自ら排出する温室効果ガスの低減に努めるとともに、市民一人ひとりが日常生活の中で環境意識を高め、地球温暖化防止に向けた行動が確実なものとなるよう取り組みを進めてまいります。
(3) 消費者意識の向上および環境教育の観点からも、農有林(市民の森など)において、区画を企業・学校等に貸出し、植樹から下刈り・枝打ち等、森林の育成を含めた緑化活動ができる支援施策の推進をはかること。	本市における樹木の保全に関する施策として、民有地を借り受け、「市民の森」として指定し、樹木の保全を図るとともに、市民の憩いの場として提供する市民の森指定事業がございます。 「市民の森」においては、ボランティア団体「川越市民の森クラブ」により、市と連携し、下草刈り、散策路の設置といった維持管理活動から、地域の子供たちの落葉掃き、堆肥づくりといった体験学習まで、市民の森を活用して様々な取組が行われています。 市では、これらボランティア団体の方も徐々に高齢化してきていることから、自然再生ボランティア体験講座を実施して、新たな自然再生ボランティアの育成を支援していきたいと考えております。 また、市民、事業者、民間団体、行政のパートナーシップ組織である「かわごえ環境ネットワーク」では、森林の保全意識の高揚を図るため、市広報で参加者を募集し、企業が借り受けている県内の森林の枝打ち、間伐の体験ツアーを実施しております。	坂戸市に農有林はありませんが、市内に残った貴重な森林につきましては、保全に努め、環境学習等の場にご利用してまいります。	鶴ヶ島市では、土地所有者から委託された私有地を市民の森として整備し、市民の方に公開して利用いただいております。特に維持管理の面では市が行うほか、市民団体によるボランティア活動の一環として、下草刈り、枝打ち、清掃活動などを行っておりまた森を活用してのイベント事業なども開催するなど、市民の森の啓発にも取り組んでおります。 現在市民の森では「市民管理協定制度」という土地所有者と市及び市民団体の三者協働の取り組みによる管理制度を活用して、緑地の保全活動に取り組んでおります。 この制度を企業・学校等においても緑化活動の支援策として取り入れられるところについては、その活用を図ってまいりたいと考えております。
2. 安全・安心な食材の確保に向けて、食品偽装等の未然防止と早期指導・早期解決を図るべく食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織を確立すること。	本市の保健所では、市民の食生活の安全・安心を確保するため、営業施設や給食施設の監視・指導、主として市内で生産、製造及び加工される食品の安全性検査や営業者・市民に対する食中毒予防などの講習会を実施しております。 また、今年度から食品安全モニター制度を開始いたしました。この制度は、市民から公募した食品安全モニターが食品安全モニター受入協力店における食品の表示内容、保管状況、清掃状態等を監視し、その結果を保健所に報告していただき、保健所はその報告書を基に受入協力店に改善を求めるもので、市民、営業者、行政機関による三者の取り組みでございます。 様々な食品の事件や問題に対しましては、他の部署や機関と連携を密にして対応を図っております。 また、広域的に流通する食品の違反情報や食中毒発生時には、厚生労働省及び関係自治体と連携を密にして被害の拡大防止に努めております。本市と隣接する地域を管轄する埼玉県、さいたま市とは緊急時のみならず、平常時から情報交換を行い、特に緊密な連携体制を取っております。 また、SAS法に関連する食品偽装問題等には、農林水産省関東農政局や川越農林振興センター等の農林水産部局と緊密な連絡体制を確保しており、迅速な対応を図る体制を整えております。 なお、市民からの苦情、相談等の届出内容により、保健所内の薬事法所管部署、健康増進法所管部署及び本市の生活情報センターに情報を提供し、共有化を図っております。今後とも、これら関係部署と緊密な連携を取り、迅速に対応し、早期解決を図る所存でございます。	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に規定する農林水産大臣の権限に属する事務(一部を除く)の権限が、平成20年4月より移譲され、本市におきましても、市民より申し出のあった市域内のみの農林物資の製造又は販売を行う業者に対し、立入調査及び指導を行っておりますが、国の消費者庁の動向を踏まえ、国と地方との役割分担の方向性等を注視しつつ対応方法を検討してまいりたいと考えております。	狂牛病(BSE)や鳥インフルエンザの発生、中国産食品の事件、食品の偽装表示問題など、近年とみに食品の安全性に対する信頼が揺らいでいます。 埼玉県では、平成16年に「食の安全・安心条例」を制定し、生産から消費にわたる食の安全・安心の確保に関し、消費者・生産者・加工・流通業者等の広範な分野の参加による施策展開が図られるよう「食の安全委員会」を設置し、「安全な食品の生産・供給の促進」、「生産から消費にわたる監視・指導の徹底」、「市民参加による相互理解と信頼関係の構築」を施策の3本柱として、様々な施策を講じています。 鶴ヶ島市では、現在のところ、食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織の設置は考えていませんが、国・県・市・町・村・自治体間の関係機関と連携を図りながら、環境にやさしいエコファーマー・制度や特別栽培農産物などを推奨し、また、JAS法に規定された食品表示適正化の取り組み、地元農産物の直売など地産地消の実践・普及・啓発、食育の推進、消費生活の安心を確保するための情報収集と普及啓発等を進めるなど、全庁をあげて具体的な取り組みを進めてまいります。
3. フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大、地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかること。	食料の生産地から消費者までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料などの消費により二酸化炭素の排出量が多くなり、地球環境に大きな負荷を与えていることと認識しております。 本市といたしましては、農産物直売所設置の推進とスーパーに「地産地消コーナー」の設置の働きかけを行ない、消費者が身近な所で地場農産物を購入できる機会を増やす取り組みを行なうほか、教育委員会と連携し、給食に地場農産物の使用拡大を図る等、フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大を推進してまいりたいと考えております。 また、現在水稲栽培における飼料米の生産拡大及び畜産における自給飼料の生産について補助する事業を実施しております。 今後、更に地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかる取り組みを推進してまいりたいと考えております。	本市の農家については、そのほとんどが農産物の市場出荷を行っており、農協直売所を中心として販売を行っていることから、農業振興の観点からも地産地消の促進が必要です。こうしたことから農協直売所を中心とした地産地消の拡大を図るため、農家で組織する直売所利用組合に対して補助を行う等の地産地消の促進を行っております。 また、市内畜産農家が使用する飼料の地産地消の促進や自給率向上を図るために、水田転作作物として飼料用稲を位置付けると共に、本市畜産協会で行っている、飼料用稲の増産事業や飼料用作物の種子購入に対する補助を行っております。	「地産地消」の事業展開については、フードマイレージの観点から農産物の生産から販売、消費までを一つのサイクルと捉えて、実施していくことが重要であるとと考えています。 鶴ヶ島市では、現在、生産者と消費者を結び試みとして、エコファーマー・展や朝市を実施しています。 エコファーマー・展では、市内のエコファーマーの皆さんが生産した安全・安心な農産物を販売し、朝市では、市内の農業者団体やササキ推進団体の皆さんが多く、市民と協働して、野菜や花などの農産物やササキ推進団体の皆さんがPRと地産地消の推進に努めています。さらに、こうしたイベント等を通じ、地域の安全で安心な農産物の購入場所として、鶴ヶ島農産物直売センターとカニズ鶴ヶ島直売所を積極的にPRしているところです。 また、平成20年度からは食育に係る関係部署と連携し、安全で安心な食べ物選び方や地元農産物を使った料理の講習会を開催しています。今後とも、こうした生産者と消費者をつなぐ様々な試みを続けていくことが重要であり、安全・安心な農産物の安定供給と持続可能な農業振興・の展望を開き、ひいては循環型社会の構築と安心して生活できる地域社会づくりに貢献するものと考えています。
.教育政策			
1. 子どもが自発的・自主的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること。あわせて、専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること。	読書活動は、子どもが、言葉を学びながら、豊かな心をくみ、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものでございます。 「子どもが自発的・自主的に読書活動を行うことができるよう学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること」についてでございますが、川越市教育委員会としては、図書購入については、学費が計画的に購入できるよう、備品費、消耗品費として予算化し、小・中学校に配当しております。また、図書装備品の購入についても、図書装備用消耗品費として予算化し、貸し出し業務に必要な消耗品の購入に充てております。 その結果、「学校図書館図書標準」の達成率も年々向上しております。 自発的・自主的な読書活動の推進につきましても、小学校におきましては、子どもたちが読書に関心を有てるよう、「小江戸読書マラソンカード」を作成し、全児童に配布しております。また、中学校におきましては、中学生の読書意欲を高めるための方策として、「小江戸読書手帳」を配布して、中学生に読んでほしい本を紹介しております。 次に、「専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること」についてでございます。本市では、専任の学校図書館司書の採用はいたしておりますが、学校図書館における読書活動を支える体制づくりとして、司書教諭を、全小・中学校に発令するとともに、図書整理員を、全小・中学校に配置しております。その職務を向上させるために、司書教諭等を対象とした、「子ども読書活動推進研修会」を実施するとともに、図書整理員を対象とした、「魅力ある学校図書館をつくる図書整理員研修会」を実施しております。 今後とも、学校図書館教育の一層の充実を図るとともに、地域ボランティアや市立図書館等の関係機関の協力のもと、子どもの読書活動を推進してまいります。	小・中学校の図書準備状況につきましては、各学校では学校標準冊数に達しており、充足している状況となっております。さらに、図書の購入に際しましては、図書主任教諭が児童・生徒からのリクエストを受け付け、参考としながら購入しております。 本市では、「坂戸市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の整備・充実にも努めております。人材の充実については、本年度より7名の学校読書活動支援員を採用し、各学校において活動しております。これは、本をよみ、ひいては、確かな国語力を身に付ける子、生きる力を身につける子を育てるための本市独自の支援策でございます。	学校図書館の図書資料の充実につきましては、資料購入の参考となるための選書資料の提供や、学校図書館司書・の情報提供、図書館から学校図書館へ行っている団体貸出のさらなる促進を図り、子どもの読書活動の充実にも努めてまいります。設備面につきましては、子ども達が読書活動しやすいよう、各学校の図書室の環境整備を引き続き行ってまいります。 現在、小学校9校には各校1人ずつ、中学校5校には3名の学校図書館司書を配置しています。各学校図書館司書及び市立図書館との連携・協力を密にし、さらなる充実にも努めてまいります。
2. 子どもの学ぶ意欲を引き出すとともに、きめ細やかな指導を行うために、少人数学級、少人数授業、チーム・ティーチング等の導入を進めること。また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化をはかり、教員への負担軽減をはかること。	御指摘のとおり、子どもたちの学力の定着と向上には、個に応じた授業を展開する必要性から、少人数指導やチーム・ティーチング等多様な指導方法が求められております。 文部科学省では、平成5年度から指導方法改善のための定数配置を内容とした第6次公立義務教育諸学校教員定数改善計画を、平成13年度から少人数による授業のための定数配置を内容とした第7次公立義務教育諸学校教員定数改善計画の具体化に着手し、教員の加配増が図られてきております。 川越市におきましては、これら国が進めてきた定数改善計画に加え、平成16年度から川越市独自の少人数学級編制を導入しております。この編制により、日々の学習指導や生活指導において、子ども一人一人、きめ細かな指導による学習意欲の向上や学力の定着及び向上、保護者と担任の一層の連携等、多くの成果をあげてきております。 川越市教育委員会としては、現在実施している中学校第1学年における少人数学級編制の成果を踏まえ、少しでも教員の負担軽減を図り、子ども一人一人、きめ細かな指導を行うため、今後新たに小学校第6学年において少人数学級編制を実施してまいりたいと考えております。	少人数指導やチーム・ティーチングなどの指導方法は、個に応じた、きめ細かな指導ができるようになると考えております。現在、全ての学校に少人数指導の教員を加配しており、児童生徒数の多い5校には、2名の加配教員を配置しております。これにより、教員への負担軽減を図っているところでございます。	すべての子どもたちにきめ細かな指導を充実させ、確かな学力を育むためには、少人数学級、少人数指導、チーム・ティーチングによる指導の推進を図ることは極めて重要であるとらえています。 県では現在、小学校1・2年生については35人を、中学校1年生については38人を基準とする少人数学級を実施しています。また、指導方法の改善のための教員の加配を実施しています。 本市においても、その制度を活用し少人数学級、少人数指導、チーム・ティーチングによる指導を展開しています。さらに、市独自で各小・中学校へ1名ずつ学習支援員を配置し、子どもに寄り添った教育の推進を図っています。 また、教員の負担軽減により、教員が子どもと向き合う時間を確保することも望まれています。本市では学校応援団事業を推進していく中で、事務職等の職務の見直しを図りながら、教員の仕事量の負担軽減についても研究してまいります。 県費教職員の定数については、国の基準で定められていますが、定数の改善が図られるよう、今後とも県教育委員会に働きかけてまいります。

	川越市	坂戸市	鶴ヶ島市
人権・男女平等政策			
1. 核兵器廃絶ならびに恒久平和実現に向け、平和市長会議に加盟すること。	本市では、平成6年6月に平和基金条例を制定し、各種の平和施策事業を推進しております。また、終戦及び被爆60周年の節目にあたる平成17年には、平和都市宣言(「小江戸かわごえ平和都市宣言・2005」)を行いました。今後につきましても、世界の恒久平和を願い、平和を愛する心を育む社会づくりを推進するため、平和施策の充実を図っていきたくと考えております。	本市では、昭和61年に世界の恒久平和を願い「平和都市宣言」を行い、平和社会の実現を希求し、諸事業を実施しているところあります。毎年、平和意識の啓発・普及を目的に市内小・中学生を対象とした「平和啓発ポスター」の募集を行い、毎年多数の応募作品の中から、優秀作品を埼玉県平和資料館所蔵の写真パネルと併せて、公民館・市役所市民ホール等に展示し、多くの市民への平和意識の啓発を行っております。さらに、市民の平和意識を醸成するため、平成18年度から埼玉県平和資料館との共催による「戦争中の体験を聞く会」を実施し、平和事業への市民の参加を促進しているところあります。今後におきましても市民に戦争の悲惨さと平和の尊さを啓発して「諸事業を実施し、市民の平和に対する意識の高揚に努めてまいります。」平和市長会議」への加盟につきましては、今後検討してまいります。	先の大戦によって世界中で尊い命が失われ、多くの人々の心に深い傷と悲しみを残しました。まして、わが国は、人類史上初めて核兵器の惨禍に見舞われた国であり、こうした悲劇が二度と繰り返されることのないよう、私たちは過去の記憶を忘れず、次世代に伝えていくとともに、世界の恒久平和実現のための努力を怠ってはならないものと認識しております。恒久平和の実現のためには、平和への思いが普遍的なものとして、市民一人ひとりの間に広がっていくことが必要であると考えております。本市といたしましては、平和意識の広がりと定着が図れるよう、その方法等の検討も含め、恒久平和の実現に向けた施策を推進してまいります。
2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、「次世代育成支援対策地域協議会協議会」ならびにそれに代わる審議会の委員に、労使代表を加えること。	(川越市はすでに実施済み)	地域協議会の委員として参加いただく方向で検討しております。	次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定にあたり、次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という)を、今年度中に設置する予定です。協議会の委員には、福祉関係者や保健関係者をはじめ、労働関係者も加えることを前提に、現在調整しています
3. 誰もが働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能なようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、企業や働く者、県民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに積極的に取り組むこと。	川越市では、「川越市次世代育成支援対策行動計画(前期計画)」が平成21年度をもって終了するため、現在、新たに「川越市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」の策定に取り組んでおります。後期計画では、前期計画策定後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、新たな制度や課題も盛り込んでいこうと考えております。ここに、平成19年12月に取りまとめられた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に示されており、仕事と生活の調和を実現するための取組を推進していくことは、今後の次世代育成支援対策として非常に重要でございます。本市といたしましては、多様な働き方に対応した各種保育サービスをさらに充実するとともに、家庭や地域における子育て支援サービスの充実に努めてまいります。さらに、市民やNPO、事業主、労働者団体等が参加した川越市次世代育成支援対策地域協議会や一般事業主との連絡会等を通じ、市民、事業主、労働者等との連携を一層深め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、施策の推進に努めてまいります。本市では、「すこやかプラン」川越川越市高齢者保健福祉計画(第3期川越市介護保険事業計画)に基づいて、施設サービス等の整備・充実、地域ケア体制などの施策を講じ、社会的基盤づくりに取り組んでおります。施設サービス等の整備・充実につきましては、施設サービスや地域密着型サービスなどに対して、需給バランスのとれた事業展開を図り、計画的な整備を進めております。また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者を地域で支える体制の構築に努めます。そのため、地域包括支援センターを地域ケア体制の核として位置付け、在宅介護支援センターとの連携によるきめ細かな相談支援体制の構築を目指しております。さらに、今年度は「すこやかプラン」川越川越市高齢者保健福祉計画(第4期川越市介護保険事業計画)の策定年度にあたりますので、今後市民のニーズ等をふまえ、社会的基盤づくりに積極的に取り組むまいと考えているところでございます。	女性の社会進出による共働き世帯の増加、少子化、核家族化が進み社会生活が変化してきておりそれに伴いこれまでの仕事一辺倒の働き方から、仕事と生活を両立させた働き方への見直しが必要とされております。国においては、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すべきとされております。本市においても生活形態や仕事の変化により、子育てや介護等の問題に対応することが必要になっていると認識しております。これまで、子育て支援につきましては平成17年度に坂戸市次世代育成支援行動計画を策定し、基本目標の一つである「子育てする家庭を応援する」の中で保育サービスの充実や子育てしやすい職場環境づくりを進めるとともに、介護につきましても平成12年度から介護保険事業計画を策定し、高齢者が介護を要する状態になっても住み慣れた地域や家庭で、自立した生活ができるよう在宅サービスの充実を図っております。しかし、これらのサービスは市民に対するものであり、企業に対してはこれまで問いかけを行っておりませんでした。昨年12月の坂戸市議会において「仕事と生活の調和」が実現した社会を構築する決議がされたことから、今後は市内の企業に対しても取り組みの推進をお願いしてまいりたいと考えております。	当市としては、女性センターを中心に、「男性が専ら働き、女性が専ら家事・育児をする」という市民、市内事業者の固定的性別役割分担意識を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な環境づくりを進めてまいります。具体的な取り組みとしては、まず平成19年、女性センターにおいて2つの「ワーク・ライフ・バランス都都造」、「誰が決めたか男はワーク・バランス変えたら笑われる」、「誰が決めたか女はワーク・バランス変えたら怒られる」を制作しました。これを随時、産業まつりの会場など多勢の人が集まる所に掲示したり、広報に使用したりすることで、固定的性別役割分担意識がワーク・ライフ・バランスの推進を妨げていることを啓発しました。平成19年5月に策定しました男女共同参画プラン(第3次・5か年)におきましては、時期的にまだ「ワーク・ライフ・バランス」という用語こそ使用してありませんが、「職場における男女共同参画の推進」の一環として「労働時間の短縮についての市内事業所に対する啓発」や「さまざまな働き方に関する情報の収集と提供」に取り組むことを定め、人々が性別を問わず「仕事」と「生活」の両方を自由に選択できる環境づくりに努めております。また、「多様な保育サービスの充実」や「在宅介護の負担軽減」も盛り込み、育児や介護を必要とする人たちのワーク・ライフ・バランスを目指しております。このほか、女性センターが開催している再就職希望者のための講座や、男性に地域活動への参加を促す講座なども、ワーク・ライフ・バランスを妨げる様々な意識や事情の解消につながっております。
4. 配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けて、被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。	DV についての主な相談窓口といたしましては、クラッセ川越の「女性活動支援のひろば」におきまして、毎週木曜日午前10時から午後4時まで、フェミニストカウンセラーによる「カウンセリングルーム」を行っております。また、川越市女性会館におきまして、毎週金曜日午前10時から午後4時まで「女性問題相談」を行っております。相談窓口の増設にしましては、「西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)」内、市民活動支援センターに相談室などを設置する予定です。相談機関・相談内容の広報活動につきましては、毎月26日号の広報川越に掲載しているほか、市のホームページの掲載も行っております。また、女性への暴力等に関する相談窓口についてのリーフレット及び相談カードを作成し、公民館、女性会館等公共施設に設置するとともに、男女共同参画課が主催する講演会や講座等の参加者に配布し周知に努めているところでございます。今後とも相談機関・相談内容について、積極的に広報活動を行ってまいります。	配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けた対策につきましては、女性の方々の様々な悩みに対応するため、2回専門のカウンセラーによる女性相談窓口を平成15年度より開設しております。また、相談業務の充実や連携を図るため埼玉県婦人相談センターと連携を図りつつ、関係各課・西入間警察署・人間西保健センター等との情報交換会を実施し業務の円滑に努めるほか、緊急時の対応といたしまして職員による相談業務を実施しております。周知方法につきましては、広報・パンフレットホームページによる啓蒙活動に努めるほか、男女共同参画週間等においてPR活動に努めております。今後におきましても、相談内容等を見極めながら時代のニーズに即した相談業務を研究してまいりたいと考えております。	配偶者暴力に関わる相談件数につきましては、暴力の発生率そのものに地域差が無いとすれば、人口の割に相談件数が多い地域ほど、DVに対する認識や、相談機関の認知度が高いと言えます。当市の人口千人あたりの年間相談件数は1.01件であり全国で6番目に相談件数が多い埼玉県にあっても、70市町村中4番目、40市中3番目の多さ(平成19年度・埼玉県調査)となっております。配偶者暴力防止法の認知度につきましては、法律の内容まで知っている人の割合が全国で13.3%のご指摘ですが、当市でも35.0%にとどまらず(平成17年3月・市民意識調査)、「聞いたことがある」人を含めた割合(71.2%)を、平成23年度までに80%まで高めるという数値目標を、男女共同参画プラン(第3次・平成19~23年度)の中に掲げております。そのための方策としては、すでに「用語「DV」の意味と原因、防止策について」を啓発していくとともに、配偶者暴力防止法の正しい知識の取得と相談機関の周知が何より重要であると考えております。その視点を加え、各催事・講座、広報の中で広く訴えてまいりたいと思っております。また、安心して相談できる環境づくりに、男女共同参画または女性支援のための拠点施設が存在が関係してはなりません。前出の埼玉県の調査では、そうした施設を備える市町村は、未整備の市町村に比べて、人口に対する相談件数の割合が約46%も高くなっています。当市の相談率の高さも、女性センターの存在が影響しているものと思われます。今後、相談窓口のPRに努めるとともに、さまざまな機会をとらえ、DVは犯罪にもつながる重大な人権侵害であることを周知してまいりたいと考えています。

2008年度連合埼玉川越 西入間		2008/5/20 地協事務局	
	毛呂山町	越生町	総括
雇用労働対策			
1. 若年者の雇用・就職支援として就業意欲を高めること。および埼玉県内の製造業・サービス流通業が人材確保に苦勞していることを考慮し、産業界・教育界と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。	本町では、「中学生に地域のなかで様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいをとおして、みずみずしい感性や社会性、自立心などを養い、もって豊かに生きる力をかくぐ」ことをねらいとする「毛呂山町中学生社会体験チャレンジ事業」を中学校1年生全員を対象に実施しています。また、本事業推進のために、教育委員会・学校・商工会等の連携により、毛呂山町中学生社会体験チャレンジ推進委員会を設置し、円滑な実施を図っています。町内の製造業、サービス流通業を含めた多くの事業所の協力を得て、生徒達は以下のような具体的なねらいをもって、3日間の職場体験を実施しています。 1 勤労生産・奉仕的作業を体験することにより、勤労の尊さや意義を学ぶ 2 実際の職場で経験することにより、将来の職業選択の参考にしよう 3 職業に誇りと責任をもって働く人々に直接交流することにより、自分の生き方を見直し、新たな自分を甦らそう 単に体験することだけで終わることなくキャリア教育の一環として、事前の調べ学習や事後のまとめの学習に力を入れ、一人一人が働くことの意義について考えられるよう工夫して取り組んでいます。	町内の中学校では1年生を対象に3日間の就業体験を実施していますが、今後もこれを継続していきたいと考えています。	就業体験やインターンシップなどについて、すでに各市町において何らかの形で実施されている内容である。 終了
2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。			
(1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策をさらに推進すること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広く押し受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても、率先して授産施設を利用すること。	当町の障害者地域ケア施設において、授産活動を実施しております。就労訓練支援にかかわる生産活動の受注を企業との信頼関係が確立しており、生産は徐々に向上しております。今後は技術を習得し、付加価値製品の受注に努めます。また、町及び関係機関で実施している事業において、授産施設での製品について機会を提供しPRに努めております。さらに障がい者が従事する喫茶事業においても、多様なイベント機会などへ出展の呼びかけや出前の依頼を心がけております。	現在も様々な機会を通して、町内施設の製品を活用していますが、今後も、より一層、活用していきたいと思ひます。	障害者自立支援法」に基づき、各市町においても前向きな対応は取られはじめています。 終了
(2) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広くPRをすること。また県及び市町村も率先して雇用の確保を行うこと。	当町の障害者地域ケア施設の通所者が、町内企業等の協力を得て見学や体験学習を行うなど就労へとつなげるよう努めております。	今後、検討していきたいと思ひます。	
3. 中小企業労働者福祉サービスセンターの会員従業員数を増やすとともに、経営自立化に向けた積極的な施策を講ずること。また、経営自立化に向け、関係する市町村と十分な連携をはかること。	(サービスセンターが管内にないため、要請せず)	(サービスセンターが管内にないため、要請せず)	当地協のエリアでサービスセンターが設置されているのは川越市のみであり、要請も川越市のみ行った。会費の引き下げや個人単位の加入を奨めるなど、会員数拡大、自立化に向けた推進は行われている。協議会には当地協からも参画しており、課題については協議会を通じて継続して行って行きたい。 終了
福祉 社会保障			
1. 地域医療の充実と医師不足等の解消に向けて以下の施策を講ずること。			
(1) 県の医療対策協議会との連携により、地域医療体制の充実をはかるため、各医療圏における中核病院を設定し、周辺の開業医や診療所等との連携体制を早期に構築すること。	本町は埼玉県地域保健医療計画の西部第二保健医療圏にあり、関係の行政・医療機関と連携を図り、地域医療体制の充実に努めているところであります。救急医療については、地域医師会の協力により救急医療体制の整備が図られており、初期救急医療体制については、毛呂山・越生在宅当番医制事業が、第二次救急医療体制については、坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業が実施されております。また、小児救急においては、本年度から地域の医師会の協力のもとに、町内の中核となる大学病院に周辺開業医の医師が応援勤務する体制が始まったところであり、今後さらなる充実が図られるよう県等関係機関に要望してまいりたいと考えております。	埼玉県地域保健医療計画において、医療機能の重点化の促進として地域開業医が中核医療機関を支援するシステムの構築が課題として掲げられております。町といたしまして、県及び保健医療圏域市町並びに医師会との連携を図りながら、広域的な取り組みをしてまいりたいと思ひます。	当地域および近隣地域には大学付属病院が複数あり、深刻な問題は発生していない状況ではあるが、小児科や産婦人科をはじめとして、科によっては医師・看護師不足という全国的な問題は潜在しているようである。安心して生活を営める地域としていくためにも、地域医療は重要であり、今後も注視していく必要がある。 終了
(2) 地域の医師および看護師等の不足を解消するため、潜在医師・看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務形態が導入可能なような施策を構築するとともに、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。	(2)(3)につきましては、本町では公立病院を運営しておりませんので、医師・看護師等の不足を解消するために考えられる短時間勤務制度の適正や医療スタッフの配置基準の設置など具体的な施策を検討することはできませんが、毛呂山・越生在宅当番医制事業及び坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業につきましては、その運営が円滑に推進やきまよう運営費の助成を引続き実施してまいります。	医師及び看護師等の保健医療従事者の確保につきましては、埼玉県地域保健医療計画においても掲げられている課題であります。町といたしまして、県、保健医療圏域市町及び関係団体との連携を図りながら、広域的な取り組みをしてまいりたいと思ひます。	
(3) 医師不足解消に向けた当面の施策として、医師の過重労働軽減のため医師以外の医療スタッフ(コメディカル)の配置基準の設定と、適正配置を進めること。そのために、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。		県、保健医療圏域市町等と連携を図り、広域的な取り組みをしてまいりたいと思ひます。	
交通政策			
1. 環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けて以下の施策を講ずること。			
(1) 公共交通機関を中心とした交通体系を整備すること。また、パーク・アンド・ライド等の交通需要管理施策を推進すること。	町では現在、一部の定期バス路線の廃止に伴い新たな公共交通機関である町内循環バスの導入について検討を行っている状況です。自動車で移動されている方が、この循環バスへ乗り換えることとなれば、洗滌の緩和や排気ガスによる大気汚染の軽減・二酸化炭素排出量の軽減に資すると考えられます。なお、パーク・アンド・ライド方式による交通需要管理施策については、現在、導入する予定はありません。	公共交通機関を取り巻く情勢は、雇用情勢や少子高齢社会などの影響により、近年、その利用者が減少傾向にあります。これらの状況を踏まえて、利用者の拡大を促進するとともに、公共交通機関の充実を図るため、沿線及び関係する市町村と連携し公共交通事業者に要望してまいります。また、交通需要管理施策は、土地利用の状況や交通便益施設(民間を含めた駐車場)の関係で必要性は少ないと思ひますが、CO2削減に伴う環境負荷の軽減に取り組んでまいります。	当地域内でも環境が大きく異なり、3市2町に同じ要請を行ったことは、筋違いということでは否めない内容であった。しかし、川越市をはじめ、交通の問題を抱えているところからは前向きな検討・実行がされることもあり、今後引き継がなければならない大きな課題はないと思ひます。 終了
(2) 駐車場・駐輪場・タクシー乗り場の整備、違法駐車防止条例・荷捌施設整備条例の制定を促進すること。	(1)で回答したとおり、パーク・アンド・ライド方式による交通需要管理施策を導入する予定がないため、それに伴う新たな駐車場・駐輪場等の整備予定はありません。違法駐車防止条例・荷捌施設整備条例につきましては、現在制定する予定はありませんが、必要に応じて検討いたします。	当町における駐車場、駐輪場及びタクシー乗り場については、整備が完了しております。違法駐車防止条例、荷捌施設整備条例等の条例制定は考えておりません。	

	毛呂山町	越生町	総括
<p>環境・資源・エネルギー・食品・農林水産</p>			
<p>1. 京都議定書第一約束期間の開始に際して、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量6%削減必達に向けて、年度毎に具体的な目標を設定・管理し、実効を挙げること。</p> <p>(2) 2013年以降の温室効果ガス規制の内容・あり方について計画を検討し、八都県市については全国の都道府県において先進的・主導的な役割を發揮すること。</p>	<p>(1)(2)については、本町では、平成17年3月にもるやま環境にやさしい行動計画(エコオフィス)を策定し、平成15年度温室効果ガス排出量を基準年度と定め、目標年度平成21年度までに6%の削減を目標に取り組み、平成19年度では約1.8%の削減が図られています。地球環境に対する大切さを身近に感じようとして、一町内小中学校6校に毎年2回夏と冬に保護者、生徒、児童を対象にチェックシートを配布し、節水、節電等を実施することにより、1日の二酸化炭素排出の削減が図られたか解かるエコライフDAYの実施を行っており、地球温暖化に対する意識の高揚に努めております。</p> <p>本年度、役場庁舎2階屋上に試験的に発泡スチロール箱を使用し、さつま芋の苗を植えて簾を利用した室内温度の上昇の抑制、他の一部町の施設削羊においては系瓜を利用したグリーンカーテン事業を実施しております。また、職員間においては出先機関及び住民との事務連絡等の際には、リサイクル自転車15台を利用したエコオフィス便を活用し、燃料の消費削減を図るなど、温室効果ガス排出量の削減に向け積極的取り組みをしております。</p> <p>なお、平成20年度に新エネルギー推進検討委員会を立ち上げバイオマス燃料の活用、太陽光発電等の利用促進に向けた取り組みを現在検討しております。</p>	<p>「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」の施行により、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出を抑制するため、町施設を対象とした「第1次おこせエコオフィス実行計画」(5カ年計画)を平成14年に策定し、節電、節水等の省エネ対策を講じ二酸化炭素排出量の削減に取り組み、計画最終年度の平成18年度に削減目標を達成したところですが、引き続き、平成19年度より「第2次おこせエコオフィス実行計画」(5カ年計画)を策定し、より一層の低炭素オフィスを目指し取り組みを継続しています。</p> <p>なお、埼玉県では、平成21年2月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成21年4月からは「埼玉県地球温暖化防止対策条例」が施行されたところです。</p> <p>今後、埼玉県より具体的な推進体制のガイドラインが示されますので、県のガイドラインに基づき、オフィスのレベルから町民、事業所を対象とした温暖化防止に向けた各種の対策や推進を行ってまいります。</p> <p>昨年の「八都県市エコウエーブ」及び「エコウエーブSAITAMA2008」に同調し、町でも職員への参加、広報誌での協力依頼を実施したところですが、今年7月7日に「八都県市エコウエーブ」及び「クールアイステイ記念イベントHN埼玉」(仮称)が実施されますので、町広報による家庭や職場における温暖対策の意識高揚を図り、庁舎の一斉消灯・夏のクールビズ対策等を実践してまいります。</p>	<p>地球温暖化問題は国際的な問題であり、これをやれば解決するという問題ではなく、一つひとつの積み重ねを着実に前進させなければならない問題である。各市町においても問題意識があり、実現に向けて着実に前進している項目である。</p> <p>終了</p>
<p>(3) 消費者意識の向上および環境教育の観点からも、県有林(県民の森など)において、区画を企業・学校等に貸出し、植樹から下刈り・枝打ち等、森林の育成を含めた緑化活動ができる支援施策の推進をはかること。</p>	<p>山林の持つ役割は、木材の生産はもとより樹木の保水能力による水資源のかん養、洪水や土砂の流失・崩壊の防止、さらには二酸化炭素の吸収による生活環境の保全などさまざまな効用があります。しかし、山林で生産される木材については、住宅建設の変革、価格の安い外来材の使用などにより木材の需要の減少、山林所有者の高齢化や後継者不足などにより森林の維持管理ができず、倒木などで荒れ放題の状況が各所で多く見受けられます。</p> <p>町では、このような状況を少しでも改善しようとして県による里山・平地林再生事業や埼玉県森林づくり協定書に基づく事業を取り入れ町有林や私有林の下草刈りや間伐・落葉樹の植林(山桜)などの緑化活動に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も町広報誌に事業の概要を掲載するなどして町民参加や団体の世代、学校などに事業の取り組みを理解してもらい、より一層の緑化活動の推進を図って参りたいと考えております</p>	<p>環境教育の一環として、梅園小学校6年生で梅の里緑の少年団を組織し、県有林である「ふれあいの里山」等で間伐などの緑化活動を行っています。今後も、これらの活動を継続してまいりたいと考えています。</p>	
<p>2. 安全・安心な食材の確保に向けて、食品偽造等の未然防止と早期指導・早期解決を図るべく食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織を確立すること。</p>	<p>町では、消費者行政の推進に関して消費生活相談を每週行っており、近隣市町による連絡協議会では、消費生活に関する講演会を毎年行い、消費者団体に参加を呼びかけております。</p> <p>今後も、食品表示等について監視の目を厳しく持つこと、過剰なキャッチフレーズに惑わされないことなど、消費者に呼びかけると共に県や商工会との連携を密にして食品の安全向上に推進してまいります。</p>	<p>新たな組織の設置は難しいと思いますので、既存組織の中でこれらの問題に対応して行きたいと考えています。</p>	<p>「食の安全」についても生活を営む上で大きな内容であり、展開に差はあるものの、各市町ともに認識はあっている。</p> <p>終了</p>
<p>3. フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大、地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかること。</p>	<p>当町における地産地消等の取り組みですが、学校給食と地元農家が提携し、鶏卵、豆腐、野菜、果実等を納入する体制が整っており安心安全な給食を子ども達に提供しています。</p> <p>また、町内に数箇所ある農産物直売所の活動も盛んであり、固定客も年々増加しており、野菜の栽培や加工品の研究が積極的に行われているところでもあります。</p> <p>身近なところで収穫された農畜産物や食品等を消費生活の中に取り入れていくことは、輸送費のコストダウンやそれに伴う二酸化炭素の削減に寄与することにもつながります。</p> <p>そして、商品は長い距離を運ばれてくるものより安値になり、身近なところで収穫、製造されたものは生産者、製造者の顔も見えてくるので、食の安全という意味でも大きな効果があると考えます。</p> <p>町としましては、地産地消等を実践していくことが、遊休農地を解消し、地域の緑化を生んでいくものと考えておりますが、今後もこうした取り組みがさらに根付いていようPR等行なってまいりたいと考えております。</p>	<p>畜産飼料の輸入量の低減を図るべく飼料用作物の作付け用地の提供に努めてます。</p>	<p>フードマイレージを少なくすることは環境問題の解決にもつながることであり、「地産地消」という観点では各市町ともに何らかの取り組みをすでにされている。</p> <p>終了</p>
<p>教育政策</p>			
<p>1. 子どもが自発的、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること。あわせて、専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること。</p>	<p>図書資料の充実については、1校当たり50万円(6校300万円)を予算計上し、充実に努めております。また、設備については16校全ての学校図書館にエアコンを設置し、図書館環境整備を図っております。人材の充実については、図書館整理員を全校に配置し、図書の貸し出し及び整理、利用者への対応などきめ細かに対応すべく人材の確保に努めております。</p>	<p>本町の学校図書館における図書整備状況ですが、平成20年度末現在で、越生小学校が95.8%、梅園小学校は102.0%、越生中学校は85.3%となっており国の定める基準には若干満たない面もございます。</p> <p>そこで平成21年度は、越生小学校に54万円、梅園小学校に25万円、越生中学校に75万円の予算を計上しているところでございます。児童・生徒数が減少し、学級数も減少傾向にある中で、22年度中には全ての学校が「学校図書館図書基準」を上回る予定です。</p> <p>また、学級数が日学級を超えている越生小学校及び越生中学校はもちろんです。小規模校である梅園小学校にも司書教諭を配置し、学校図書館の整備と児童・生徒の読書活動の推進に努めております。特に越生中学校にはボランティアによる図書館司書も配置し、充実した図書館経営を実施しているところです。また、各学校の取り組みにおきましても、「朝読書」の時間確保、プロの講師に依頼しての「読み聞かせ」活動の実施など、読書のもつ教育力を最大限に活かす知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に全力を注いでいるところでございます。平成21年度以降もこのような活動を継続、発展させながら、子どもたちが自主的・自発的に読書活動に取り組めるような環境整備に努めてまいります。</p>	<p>情報や知識をえるための手段が多様化する中で、「読書離れ」が大きな問題となっている状況下で、各市町において教育の観点で「読書」には関心を持った取り組みをされている。</p> <p>終了</p>
<p>2. 子どもの学ぶ意欲を引き出すとともに、きめ細やかな指導を行うために、少人数学級、少人数授業、ティーム・ティーチング等の導入を進めること。また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化をはかり、教員への負担軽減をはかること。</p>	<p>本町では、少人数指導やティーム・ティーチングの導入のため、近隣市町に先駆け、平成13年度より町費による教科指導支援員を全小中学校に配置しています。今年度は、町内4小学校に2名ずつ、2中学校に3名ずつ配置しています。さらに、授業を円滑に進める体制強化のため、町費の生徒指導支援員を小中6校で8人配置しています。その結果、通常学級に在る児童への適切な対応や、中学校の英語と数学において全授業を少人数あるいはティーム・ティーチングで実施することができています。</p>	<p>少人数指導による効果は多くの調査・研究によって証明されているとおりです。本町におきましても、町負担により各小・中学校に2名ずつの学習支援員を配置し、少人数指導がより効果的であるとされる算数・数学・理科・英語の授業に関しては、小・中学校ともに少人数指導またはティーム・ティーチングを実施し、個々の児童・生徒に寄り添った指導を展開しているところです。また、越生小学校には町負担による介助員も配置し、小学校1年生など学校生活リズムにスムーズに馴染めるよう支援活動を展開しているところです。さらに、小学校においては小一問題対応非常勤講師、小学校理科支援員を配置し、よりきめ細かな指導を実施するとともに、一人ひとりの教員にかかる負担の軽減に努めています。</p> <p>しかしながら、教職員の負担を十分に軽減できているかといえ、まだまだ不十分な面もあり、今後も継続して町費負担による学習支援体制の確立、学校応援団による学習ボランティアの活用など推進してまいります。</p>	<p>少人数学級や「ティーム・ティーチング」の効果は各市町共に認めており、実行に向けて何らかの対応は実践されているようである。</p> <p>終了</p>

	毛呂山町	越生町	総括
人権・男女平等政策			
1. 核兵器廃絶ならびに恒久平和実現に向け、平和市長会議に加盟すること。	近隣の状況を踏まえ、検討します。	趣旨には賛同していますが、会議に加盟することについては現在考えておりません。	「平和市長会議」への加盟の必要性というところでは温度差がありそうである。加盟の可否については課題があるが、平和に向けた共通認識は確認出来た。 終了
2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、「次世代育成支援対策地域協議会協議会」ならびにそれに代わる審議会の委員に、労使代表を加えること。	平成21年度に、毛呂山町次世代育成支援対策推進協議会委員の改選を予定していますので、この中で検討していきたいと考えています。	平成21年度に予定している、次世代育成行動計画の後期計画の策定に伴い、策定委員会への労使代表の参加を検討中です。	鶴ヶ島市については、今年度において、すでに協議会委員を依頼いただき、推薦を行った。他市町においても前向きな検討がされている。 終了
3. 誰もが働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能なようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、企業や働く者、県民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに積極的に取り組むこと。	企業の経営情勢は円高円安などにより非常に厳しい環境に追い込まれている。そのような中、経営存続を第一に考えると従業員の解雇、特に非正規社員は真っ先に解雇通告がなされる状況であったり女性社員も結婚や子育てなどのために退職をせざるを得ない環境になつたりしているのが現状と思われる。一度退職をすと現在の社会情勢での再就職は更に難しい環境になっているものと推測します。 国ではこのような状況を少しでも改善するため、女性の労働市場への参加促進は重要であるため、出産や子育て等で離職した者への再就職支援を強化することが緊急課題と補らえて、マザーズハローワーク事業を展開し県内には大宮に設置されておりますので、問い合わせがあった場合は紹介をしております。また、平成21年度に、次世代育成支援対策行動計画(後期行動計画)の策定を予定していますので、この中で検討していきたいと考えています。 通常の求人情報についても、最寄りのハローワークを紹介するとともに、役場庁舎内にはハローワーク求人情報紙を掲出するなどして相談者の不安が取り除けるよう関係各機関等へ紹介するなど情報の収集を図り積極的に支援してまいります。	今後、検討していきたいと思います。	「ワーク・ライフ・バランス」については、社会基盤づくりとあわせ、企業および経営者、労働者の意識が重要である。地方行政に要請するのとあわせて各企業・労働組合、労働者における取り組みも平行して行う必要がある。 終了」
4. 配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けて、被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。	専門相談窓口は設置しておりませんが、職員が電話、面接等で相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、事情により家に帰ることができない方など、状況に応じて県所管福祉事務所等専門機関へ連絡・紹介することもしております。広報活動につきましては、民生委員協議会等の団体で採り上げ啓発に努めております。	今後、検討していきたいと思います。	行政規模において、市と町では出来ること、実施されていることに温度差が生じている。逆に規模の小さな町では近隣居住者との関係があり、このような問題が起きにくい環境にあるとも推測される。 終了」